

資料 6-4 国民新党からの回答

1. 今回の化審法改正で日本の化学物質管理制度はどのように改善されるのですか？

(回答)

既存の化学物質を含むすべての化学物質について、一定数量以上の製造・輸入をした事業者に対して、数量等の届出をする新たな義務付けを課し、国は、その届出を受け、詳細な安全性評価の対象となる化学物質について、優先度を付けて絞り込み、製造・輸入事業者有害性情報の提出を求め人の健康等に与える影響を評価する。また、その結果により有害化学物質及びその含有製品を、製造・使用規制等の対象とする。

この改正は、わが国における安心安全な科学物質の総合管理体制を前進させる大きな一歩であると考えます。

2. 省庁縦割りで隙間のある法制度をどのように改善していけばよいか？

(回答)

現在の農水省・厚生省・経産省・環境省がその分野ごとに有害な化学物質を規制しているが、その隙間で十分な規制がされない化学物質があるなどの問題があれば、まず省庁間のより一層の連絡調整を進め、個別法の見直しによる改善を進めることが第一に必要と考えます。また、その過程で省庁横断的な一元管理が有効で必要かの議論を進めていくべきと考えます。

3. 2020年目標を実現するために、どういう政策が必要だと考えますか？

(回答)

CO2削減問題と同様、国際的な取り組みについて大別すれば、規制・予防の要素が強いEU型と市場重視・産業寄りのアメリカ型に分かれるかと考えます。日本として、2020年の国際的な目標を達成するために、まずは、包括的総合管理のために省庁横断の連携体制を整え、適切かつ適度な規制強化について、企業の経済的負担も配慮しながら議論を進めるべきと考えます。